

## 第3次上里町行政改革大綱の期間延長

第3次上里町行政改革大綱（平成15年3月策定）の実施期間を次のとおり変更しました

1. 変更内容 実施期間を1年延長し、全体の実施期間を6年間としました。

変更後 平成15年度から平成21年度

変更前 平成15年度から平成20年度